



平成 25 年 11 月 20 日

各位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 村田 恒夫
(コード：6981、東証第一部)
問合せ先 広報部長 野村 佳弘
(TEL. 075-955-6786)

訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社村田製作所（以下「当社」）、当社子会社の Murata Electronics North America, Inc.（以下「MEA」）及び Murata Power Solutions, Inc.（以下「MPS」）が製造販売する特定の電源製品（以下「対象製品」）に関し、米国の SynQor, Inc.（所在地：155 Swanson Road Boxborough, Massachusetts、以下「SynQor 社」）より提起された米国特許侵害訴訟において、米国連邦最高裁判所（以下「最高裁」）は、平成 25 年 11 月 18 日（現地時間）に、当社を含む一審の被告団の請求を退ける判断（すなわち、一審の内容を維持する判断）を下しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

当社、当社子会社の MEA 及び MPS は、対象製品が SynQor 社より同社のもつ米国特許 4 件を侵害するとして、平成 19 年 11 月 13 日（現地時間）、テキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部（以下「連邦地裁」）に訴訟を提訴されました。

平成 23 年 8 月 23 日および平成 25 年 3 月 15 日付開示文書「訴訟の判決に関するお知らせ」によりお知らせしたとおり、連邦地裁は、平成 23 年 8 月 17 日（現地時間）に以下の内容の判決を出し、当社はこれを不服として連邦巡回控訴裁判所（以下「CAFC」）へ控訴しておりましたが、平成 25 年 3 月 13 日（現地時間）、CAFC は連邦地裁の判決を全面的に認める判決を下しました。

当社はこれを不服として、最高裁に判決の見直しを求める請求を行なっておりました。

2. 一審の判決の内容

- (1) 対象製品が SynQor 社の特許を侵害している。
- (2) SynQor 社に対して約 2,098 万米ドルの損害賠償金を支払う。

今回の最高裁の判断により第一審の判決が確定することになります。ただし、前連結会計年度において、当該判決に係る費用の引当計上を行っており、本判決が当社連結業績に与える影響は軽微なものとなります。

以 上